

令和5年度(令和4年中所得)市民税・県民税申告について

申告書の提出期限 3月15日(水)

問い合わせ及び提出先
尾張旭市役所 税務課 市民税係
電話(0561)76-8117(直通)
(0561)53-2111(代表) 内線273・274・275

1 市民税・県民税の申告が必要なかた

- (1) 令和5年1月1日現在、尾張旭市に居住していたかたで、次のいずれかに該当するかた
 - ・所得が公的年金のみで、所得税の確定申告書を提出する必要はないが、社会保険料や扶養等の所得控除を受けようとするかた
 - ・公的年金等の収入金額が400万円以下の年金受給者、又は給与所得者で、当該所得以外の所得(不動産・報酬等)が20万円以下のため、所得税の確定申告書を提出する必要のないかた
 - ・令和4年中に所得がなく、どなたの扶養親族にもなっていないかた、又は扶養者が同一世帯内にいないかた
 - ・令和4年中に所得がなく、国民健康保険に加入しているかた
- (2) 令和5年1月1日現在、市内に居住していないが、市内に事務所、事業所又は家屋敷があるかた

2 市民税・県民税の申告をしなくてもよいかた

- (1) 給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が提出されているかた
- (2) 公的年金等に係る所得のみで、支払者から公的年金等支払報告書が提出されており、支払報告書に記載の内容以外に控除を受ける必要のないかた
- (3) 所得税の確定申告をするかた
- (4) 令和4年中に所得がなく、扶養者が同一世帯内にいるかた

市民税・県民税が課税されないかた

- (1) 均等割と所得割のいずれも課税されないかた
 - A 生活保護法の規定による生活扶助を受けているかた
 - B 障害者、未成年者^{※1}、寡婦又はひとり親で、令和4年中の合計所得金額が135万円以下(給与所得者の場合は年収204万4千円未満)のかた
- (2) 均等割が課税されないかた
令和4年中の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下のかた

$$32万円 \times (\text{同一生計配偶者}^{※2} + \text{扶養親族の数} + 1) + 10万円 + \underline{18万9千円}$$
 ※ 同一生計配偶者・扶養親族がいない場合は18万9千円の加算はありません。
- (3) 所得割が課税されないかた
令和4年中の総所得金額等が次の算式で求めた金額以下のかた

$$35万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数} + 1) + 10万円 + \underline{32万円}$$
 ※ 同一生計配偶者・扶養親族がいない場合は32万円の加算はありません。

※1 未成年者：平成17年1月3日以降生まれで未婚のかた

※2 同一生計配偶者：本人と生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)のうち、令和4年中の合計所得金額が48万円以下のかた

扶養親族の数	(2) 均等割の非課税	基準額(限度額)	(3) 所得割の非課税	基準額(限度額)
0人	$320,000円 \times 1 + 100,000円$	420,000円	$350,000円 \times 1 + 100,000円$	450,000円
1人	$320,000円 \times 2 + 289,000円$	929,000円	$350,000円 \times 2 + 420,000円$	1,120,000円
2人	$320,000円 \times 3 + 289,000円$	1,249,000円	$350,000円 \times 3 + 420,000円$	1,470,000円
3人	$320,000円 \times 4 + 289,000円$	1,569,000円	$350,000円 \times 4 + 420,000円$	1,820,000円
4人	$320,000円 \times 5 + 289,000円$	1,889,000円	$350,000円 \times 5 + 420,000円$	2,170,000円
5人	$320,000円 \times 6 + 289,000円$	2,209,000円	$350,000円 \times 6 + 420,000円$	2,520,000円

所得金額（「1 収入金額等」「2 所得金額」の該当箇所金額を記入してください。）

① 営業等	製造・販売・加工・飲食・サービス業・大工・外交員等による収入のあったかた 申告書裏面の「7 事業(営業等・農業)・不動産所得に関する事項」も併せて記入してください。																																																			
② 農業	農産物の生産・果樹栽培・家畜の飼育等による収入のあったかた 申告書裏面の「7 事業(営業等・農業)・不動産所得に関する事項」も併せて記入してください。																																																			
③ 不動産	家賃・地代・駐車場等による収入のあったかた 申告書裏面の「7 事業(営業等・農業)・不動産所得に関する事項」も併せて記入してください。																																																			
④ 利子	公社債や預貯金の利子、公社債投資信託などの収益の分配金による収入のあったかた (所得税が源泉分離課税された利子は除く)																																																			
⑤ 配当	株式(出資)の配当、剰余金の分配などの所得のあったかた 申告書裏面の「8 配当所得に関する事項」、「14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」も併せて記入してください。																																																			
⑥ 給与	(B)は給与等の収入金額(A)を「4」で割って千円未満の端数を切り捨てて算出します。 <table><thead><tr><th>給与等の収入金額(A)</th><th>給与の所得金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>～550,999円</td><td>0円</td></tr><tr><td>551,000円～1,618,999円</td><td>(A)－550,000円</td></tr><tr><td>1,619,000円～1,619,999円</td><td>1,069,000円</td></tr><tr><td>1,620,000円～1,621,999円</td><td>1,070,000円</td></tr><tr><td>1,622,000円～1,623,999円</td><td>1,072,000円</td></tr><tr><td>1,624,000円～1,627,999円</td><td>1,074,000円</td></tr><tr><td>1,628,000円～1,799,999円</td><td>(B)×2.4＋100,000円</td></tr><tr><td>1,800,000円～3,599,999円</td><td>(B)×2.8－80,000円</td></tr><tr><td>3,600,000円～6,599,999円</td><td>(B)×3.2－440,000円</td></tr><tr><td>6,600,000円～8,499,999円</td><td>(A)×0.9－1,100,000円</td></tr><tr><td>8,500,000円～</td><td>(A)－1,950,000円</td></tr></tbody></table> 〔 所得金額調整控除 〕 ※次の1又は2に該当する場合は、それぞれ計算した所得金額調整控除の額が給与所得から控除されます。 1 給与等の収入金額が850万円を超え、次のア～ウのいずれかに該当する場合 ア 本人が特別障害者 イ 扶養親族が年齢23歳未満 ウ 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者 控除額＝(給与等の収入金額(上限1,000万円)－850万円)×10% 申告書裏面の「16 所得金額調整控除に関する事項」も併せて記入してください。 2 給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額があり、それらの合計額が10万円を超える場合 控除額＝給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円)－10万円 (1の控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得の金額から控除します。)	給与等の収入金額(A)	給与の所得金額	～550,999円	0円	551,000円～1,618,999円	(A)－550,000円	1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	1,628,000円～1,799,999円	(B)×2.4＋100,000円	1,800,000円～3,599,999円	(B)×2.8－80,000円	3,600,000円～6,599,999円	(B)×3.2－440,000円	6,600,000円～8,499,999円	(A)×0.9－1,100,000円	8,500,000円～	(A)－1,950,000円																											
給与等の収入金額(A)	給与の所得金額																																																			
～550,999円	0円																																																			
551,000円～1,618,999円	(A)－550,000円																																																			
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円																																																			
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円																																																			
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円																																																			
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円																																																			
1,628,000円～1,799,999円	(B)×2.4＋100,000円																																																			
1,800,000円～3,599,999円	(B)×2.8－80,000円																																																			
3,600,000円～6,599,999円	(B)×3.2－440,000円																																																			
6,600,000円～8,499,999円	(A)×0.9－1,100,000円																																																			
8,500,000円～	(A)－1,950,000円																																																			
⑦ 雑(公的年金等)	公的年金:国民年金・厚生年金等による収入のあったかた(公的年金等の源泉徴収票を添付してください。) <table><thead><tr><th rowspan="2">年齢</th><th rowspan="2">公的年金等の収入金額(A)</th><th colspan="3">公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th></tr><tr><th>1,000万円以下</th><th>1,000万円超2,000万円以下</th><th>2,000万円超</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">65歳未満(昭和33年1月2日以後の生まれ)</td><td>～1,299,999円</td><td>(A)－600,000円</td><td>(A)－500,000円</td><td>(A)－400,000円</td></tr><tr><td>1,300,000円～4,099,999円</td><td>(A)×0.75－275,000円</td><td>(A)×0.75－175,000円</td><td>(A)×0.75－75,000円</td></tr><tr><td>4,100,000円～7,699,999円</td><td>(A)×0.85－685,000円</td><td>(A)×0.85－585,000円</td><td>(A)×0.85－485,000円</td></tr><tr><td>7,700,000円～9,999,999円</td><td>(A)×0.95－1,455,000円</td><td>(A)×0.95－1,355,000円</td><td>(A)×0.95－1,255,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">65歳以上(昭和33年1月1日以前の生まれ)</td><td>10,000,000円～</td><td>(A)－1,955,000円</td><td>(A)－1,855,000円</td><td>(A)－1,755,000円</td></tr><tr><td>～3,299,999円</td><td>(A)－1,100,000円</td><td>(A)－1,000,000円</td><td>(A)－900,000円</td></tr><tr><td>3,300,000円～4,099,999円</td><td>(A)×0.75－275,000円</td><td>(A)×0.75－175,000円</td><td>(A)×0.75－75,000円</td></tr><tr><td>4,100,000円～7,699,999円</td><td>(A)×0.85－685,000円</td><td>(A)×0.85－585,000円</td><td>(A)×0.85－485,000円</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>7,700,000円～9,999,999円</td><td>(A)×0.95－1,455,000円</td><td>(A)×0.95－1,355,000円</td><td>(A)×0.95－1,255,000円</td></tr><tr><td>10,000,000円～</td><td>(A)－1,955,000円</td><td>(A)－1,855,000円</td><td>(A)－1,755,000円</td></tr></tbody></table>	年齢	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超	65歳未満(昭和33年1月2日以後の生まれ)	～1,299,999円	(A)－600,000円	(A)－500,000円	(A)－400,000円	1,300,000円～4,099,999円	(A)×0.75－275,000円	(A)×0.75－175,000円	(A)×0.75－75,000円	4,100,000円～7,699,999円	(A)×0.85－685,000円	(A)×0.85－585,000円	(A)×0.85－485,000円	7,700,000円～9,999,999円	(A)×0.95－1,455,000円	(A)×0.95－1,355,000円	(A)×0.95－1,255,000円	65歳以上(昭和33年1月1日以前の生まれ)	10,000,000円～	(A)－1,955,000円	(A)－1,855,000円	(A)－1,755,000円	～3,299,999円	(A)－1,100,000円	(A)－1,000,000円	(A)－900,000円	3,300,000円～4,099,999円	(A)×0.75－275,000円	(A)×0.75－175,000円	(A)×0.75－75,000円	4,100,000円～7,699,999円	(A)×0.85－685,000円	(A)×0.85－585,000円	(A)×0.85－485,000円		7,700,000円～9,999,999円	(A)×0.95－1,455,000円	(A)×0.95－1,355,000円	(A)×0.95－1,255,000円	10,000,000円～	(A)－1,955,000円	(A)－1,855,000円	(A)－1,755,000円
年齢	公的年金等の収入金額(A)			公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																																
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超																																																
65歳未満(昭和33年1月2日以後の生まれ)	～1,299,999円	(A)－600,000円	(A)－500,000円	(A)－400,000円																																																
	1,300,000円～4,099,999円	(A)×0.75－275,000円	(A)×0.75－175,000円	(A)×0.75－75,000円																																																
	4,100,000円～7,699,999円	(A)×0.85－685,000円	(A)×0.85－585,000円	(A)×0.85－485,000円																																																
	7,700,000円～9,999,999円	(A)×0.95－1,455,000円	(A)×0.95－1,355,000円	(A)×0.95－1,255,000円																																																
65歳以上(昭和33年1月1日以前の生まれ)	10,000,000円～	(A)－1,955,000円	(A)－1,855,000円	(A)－1,755,000円																																																
	～3,299,999円	(A)－1,100,000円	(A)－1,000,000円	(A)－900,000円																																																
	3,300,000円～4,099,999円	(A)×0.75－275,000円	(A)×0.75－175,000円	(A)×0.75－75,000円																																																
	4,100,000円～7,699,999円	(A)×0.85－685,000円	(A)×0.85－585,000円	(A)×0.85－485,000円																																																
	7,700,000円～9,999,999円	(A)×0.95－1,455,000円	(A)×0.95－1,355,000円	(A)×0.95－1,255,000円																																																
	10,000,000円～	(A)－1,955,000円	(A)－1,855,000円	(A)－1,755,000円																																																
⑧ 雑(業務)	副業に係る、営利を目的とした継続的な収入のあったかた 申告書裏面の「9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」も併せて記入してください。																																																			
⑨ 雑(その他)	生命保険契約等に基づく個人年金、原稿料、印税、講演料、放送出演料等、他の所得に該当しない所得のあったかた 申告書裏面の「9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」も併せて記入してください。																																																			
⑩ 総合譲渡一時	総合譲渡所得:機械・自動車などの資産を譲渡(土地・建物などで分離課税されるものを除く。)による収入のあったかた 一時所得:生命保険の満期返戻金・懸賞等当選金などの収入のあったかた いずれも申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」の計算欄を使って計算し、記入してください。																																																			
分離課税所得	分離短期・長期譲渡所得、株式等の譲渡所得、山林所得、先物取引所得、上場株式等の配当所得のあったかたは別紙「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」も併せて記入してください。																																																			

所得から差し引かれる金額 ※ 各控除を受ける際は、明細書や、支払証明書の写し又は原本の提出をお願いしています。

⑬ 社会保険料控除	令和4年中に本人や本人と生計を一にする配偶者・その他の親族のために本人が支払った健康保険・厚生年金・雇用保険・国民年金・介護保険・長寿医療制度等の保険金や掛金
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	令和4年中に本人が支払った小規模企業共済法の共済契約(旧第2種共済契約を除く)に基づく掛金や地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金

⑮ 生命保険料控除	令和4年中に本人が支払った生命保険、介護医療保険及び個人年金保険それぞれについて、次の表で計算した金額の合計額（限度額70,000円）				
	【新契約】平成24年1月1日以後に締結した一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険		【旧契約】平成23年12月31日以前に締結した一般生命保険、個人年金保険		
	年間支払保険料	控除額	年間支払保険料	控除額	
	12,000円以下	支払保険料の全額	15,000円以下	支払保険料の全額	
	12,001円～32,000円	支払保険料÷2+6,000円	15,001円～40,000円	支払保険料÷2+7,500円	
	32,001円～56,000円	支払保険料÷4+14,000円	40,001円～70,000円	支払保険料÷4+17,500円	
	56,001円以上	28,000円	70,001円以上	35,000円	
	※新契約と旧契約の両方がある場合は、一般生命保険分、個人年金保険分それぞれについて、次の①と②のいずれが多い方の金額となります。 ①新契約、旧契約それぞれについて、上の表で計算した金額の合計額（限度額28,000円） ②旧契約のみを上の表で計算した金額				
⑯ 地震保険料控除	令和4年中に本人が支払った地震保険料及び旧長期損害保険料について、次の表で計算した金額				
	区分	年間支払保険料	控除額		
	①地震保険料	支払保険料÷2（限度額25,000円）			
	②旧長期損害保険料	5,000円以下	支払保険料の全額		
		5,000円超15,000円以下	支払保険料÷2+2,500円		
		15,000円超	10,000円		
	①・②両方がある場合	－	①、②それぞれ計算した金額の合計（限度額25,000円）		
	※旧長期損害保険は、平成18年12月31日までに締結し契約変更していない、満期返戻金のある10年以上の契約をいいます。 ※一つの保険契約が、地震保険契約と旧長期損害保険契約のいずれの契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして控除額を計算します。				
⑰ 雑損控除	令和4年中に本人や本人と生計を一にする配偶者・その他の親族が有する資産について、災害又は盗難若しくは横領にあった場合の損失額や災害関連支出額 次の①と②のいずれが多い方の金額 ①差引損失額－総所得金額等×10% ②差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円 ※差引損失額＝損害金額－保険金などで補てんされる金額				
⑱ 医療費控除	令和4年中に本人や本人と生計を一にする配偶者・その他の親族のために本人が支払った医療費（支払った医療費－保険金等で補てんされる金額）－総所得金額等の5%又は10万円のいずれか少ない額＝控除額（限度額200万円）				
〔スイッチOTC薬控除〕	令和4年中に健康の維持のために一定の取組を行う本人や本人と生計を一にする配偶者・その他の親族のために本人が支払ったスイッチOTC医薬品の購入額が12,000円を超える場合、その超える部分の金額を控除額とする。（限度額88,000円） ※一般の医療費控除と併用できません。				
人的控除 ※ 国外居住親族に係る扶養控除を受ける場合は「親族関係書類」及び「送金関係書類」が必要となります。					
⑲ 寡婦控除	ひとり親控除に該当せず、次のいずれかに当てはまるかた。事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいる場合は対象となります。 ①夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がおり、合計所得金額が500万円以下のかた ②夫と死別した後婚姻をしていないかた又は夫の生死が明らかでない一定のかたで、合計所得金額が500万円以下のかた				
⑳ ひとり親控除	現に婚姻をしていないかた又は配偶者の生死の明らかでない一定のかたのうち、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がおらず、生計を一にする子（令和4年中の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者又は扶養親族になっていない）がおり、合計所得金額が500万円以下のかた				
㉑ 勤労学生控除	勤労に基づく給与と所得等があり、令和4年中の合計所得金額が75万円以下で、かつ合計所得金額のうち給与と所得等以外の所得金額が10万円以下の学生（令和4年12月31日時点）のかた				
㉒ 障害者控除（同居特別障害者には加算あり）	本人や同一生計配偶者や扶養親族が障害者である場合 特別障害者：身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級等 普通障害者：身体障害者手帳3級以下、療育手帳B・C判定、精神障害者保健福祉手帳2・3級等				
㉓ 配偶者控除	本人の令和4年中の合計所得金額が1,000万円以下で、令和4年12月31日（年の途中で死亡された場合は、その死亡の日）の現況において生計を一にする配偶者の令和4年中の合計所得金額が48万円以下のかた（事業専従者は除く） ※本人の合計所得金額に応じて所定の金額が控除されます（4頁参照）。				
㉔ 配偶者特別控除	本人の令和4年中の合計所得金額が1,000万円以下で、令和4年12月31日（年の途中で死亡された場合は、その死亡の日）の現況において生計を一にする配偶者の令和4年中の合計所得金額が48万円超133万円以下のかた（事業専従者は除く） ※本人と配偶者の合計所得金額に応じて所定の金額が控除されます（4頁参照）。				
㉕ 扶養控除	本人と生計を一にする年齢16歳以上（平成19年1月1日以前生まれのかた）の扶養親族のうち、令和4年中の合計所得金額が48万円以下の場合（事業専従者は除く） 特定扶養親族：平成12年1月2日生まれから平成16年1月1日生まれまでのかた 老人扶養親族：昭和28年1月1日以前生まれのかた 同居老親等扶養親族：老人扶養親族のうち、本人もしくは配偶者の直系尊属で同居のかた				
㉖ 基礎控除	本人の令和4年中の合計所得金額に応じて以下の控除額が適用されます。				
	合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下	2,500万円超
	控除額	43万円	29万円	15万円	適用なし

16歳未満の扶養親族について

16歳未満（平成19年1月2日以降生まれのかた）の扶養親族については扶養控除の対象外です。しかし、均等割及び所得割の非課税の判定（1頁参照）や所得金額調整控除の判定（2頁参照）においては扶養親族の数に含めて判定します。16歳未満の扶養親族がいる場合は、16歳未満の扶養親族（控除対象外）欄に氏名等を記入してください。

人的控除額一覧表

控除の種類			年齢要件等	控除額
寡婦控除			3頁参照	26万円
ひとり親控除			3頁参照	30万円
勤労学生控除			3頁参照	26万円
障害者 控除	普通障害者		3頁参照	26万円
	特別障害者		3頁参照	30万円
	同居特別障害者		3頁参照	53万円
配偶者 控除	一般の控除対象配偶者		昭和28年1月1日以前生	下表参照
	老人控除対象配偶者			
扶養 控除	一般の控除対象扶養親族		3頁参照	33万円
	特定扶養親族		平成12年1月2日生～ 平成16年1月1日生	45万円
	老人扶 養親族	同居老親等以外	昭和28年1月1日以前生	38万円
		同居老親等		45万円
基礎控除				3頁参照

配偶者控除額

納税義務者の合計所得	配偶者控除	老人配偶者控除(70歳以上)
900万円以下	33万円	38万円
900万円超950万円以下	22万円	26万円
950万円超1,000万円以下	11万円	13万円
1,000万円超	適用なし	

配偶者特別控除額

配偶者の合計所得	納税義務者の合計所得		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超	適用なし		

事業専従者控除

本人(青色申告者を除く)と生計を一にする15歳以上(令和4年12月31日時点)の親族が、原則として令和4年中に6か月を超える期間本人の事業に従事している場合、次の①と②のいずれか低い金額を、その事業に係る所得等の計算上、必要経費とみなすことができます。

① 50万円(配偶者の場合は86万円)

② 事業にかかる所得の金額÷(事業専従者数+1)

調整控除※合計所得金額2,500万円超のかたは適用されません

- (1) 合計課税所得金額が200万円以下の場合
- ①と②のいずれか少ない金額の5%(市民税3%、県民税2%)
- ① 人的控除額の差の合計額
- ② 合計課税所得金額
- (2) 合計課税所得金額が200万円超の場合
- 「人的控除額の差の合計額－(合計課税所得金額－200万円)」の5%(市民税3%、県民税2%)
- ※ この金額が2,500円未満の場合は、2,500円とします。

配当控除

種類		課税総所得金額等		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
				市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等				1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外			0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託			0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

配当割額控除

上場株式等の配当については、支払いの際に配当割5%(市民税3%、県民税2%)が差し引かれています。配当所得を申告した場合、住民税所得割額から配当割額を控除します。控除しきれなかった分は、還付又は未納の税額等に充当されます。

株式等譲渡所得割額控除

上場株式等の譲渡で特定口座の源泉徴収ありを選択している場合、株式等譲渡所得割5%(市民税3%、県民税2%)が差し引かれています。株式等譲渡所得割が源泉徴収されている上場株式等譲渡所得を申告した場合、住民税所得割額から株式等譲渡所得割額を控除します。控除しきれなかった分は、還付又は未納の税額等に充当されます。

人的控除表

市民税・県民税と所得税は控除額が異なります。(下表における「差額」は地方税法第314条の6の規定によるものであり、実際の控除額の差とは異なります。)

所得控除			所得税	市・県民税	差額
寡婦控除			27	26	1
ひとり親控除	母		35	30	5
	父		35	30	1
勤労学生控除			27	26	1
障害者控除	普通障害者		27	26	1
	特別障害者		40	30	10
	同居特別障害者		75	53	22
配偶者控除	A	一般の控除対象配偶者	38	33	5
		老人控除対象配偶者	48	38	10
	B	一般の控除対象配偶者	26	22	4
		老人控除対象配偶者	32	26	6
	C	一般の控除対象配偶者	13	11	2
		老人控除対象配偶者	16	13	3
配偶者特別控除	A	48万円超50万円未満	38	33	5
		50万円以上55万円未満	38	33	3
	B	48万円超50万円未満	26	22	4
		50万円以上55万円未満	26	22	2
	C	48万円超50万円未満	13	11	2
		50万円以上55万円未満	13	11	1
扶養控除	一般の控除対象扶養親族		38	33	5
	特定扶養親族		63	45	18
	老人扶養親族	同居老親等以外	48	38	10
		同居老親等	58	45	13
基礎控除	合計所得	2,400万円以下	48	43	5
		2,400万超2,450万円以下	32	29	5
		2,450万超2,500万円以下	16	15	5

※配偶者控除・配偶者特別控除においては

A:納税義務者の合計所得が900万円以下、

B:納税義務者の合計所得が900万円超950万円以下、

C:納税義務者の合計所得が950万円超1,000万円以下とする。

寄附金税額控除

都道府県、市区町村又は住所地の都道府県共同募金会、日本赤十字社支部に対して支払った寄附金並びに都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金(領収書を添付してください。)

控除額 ①と②の合計額

- ① (寄附金－2,000円)×10%(市民税6%、県民税4%)
- ② (寄附金－2,000円)×(90%－(所得税限界税率×1.021))

※ 控除対象となる寄附金は、総所得金額等の30%が限度です。②については市民税・県民税所得割額の20%が限度であり、令和元年6月以降の寄附分からは、総務大臣が指定する都道府県又は市区町村への寄附に限ります。

市民税・県民税税率

[均等割額]

市民税	県民税
3,500円	2,000円

※ 県民税均等割額のうち500円は「あいち森と緑づくり税」です。

[所得割額]

総合課税分

市民税	県民税
6%	4%

分離課税分

土地建物等の譲渡所得の税率

区分	市民税	県民税
長期譲渡	3%	2%
短期譲渡	5.4%	3.6%